

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A会社に採用され、B所在の同社C製造所（以下「会社」という。）において、複数の部署での勤務を経て、平成〇年〇月からは、Dグループに配属され、裁断作業、梱包作業等の業務に従事していた。

請求人によれば、被災者は平成〇年〇月頃から体調不良を訴えるようになったという。被災者は同月〇日、E心療内科に受診し、「抑うつ状態、神経性不眠症」と診断され、療養を継続していたところ、平成〇年〇月〇日、道路上に駐車していた自家用車内で死亡しているのを発見された。死体検案書には、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午後〇時頃（推定）、直接死因『一酸化炭素中毒』、死因の種類『自殺』、手段及び状況『道路上の自家用車内で練炭を燃やして死亡していた。』」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審

査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会(以下「専門部会」という。)作成の意見書によれば、被災者は平成〇年〇月〇日頃、ICD-10診断ガイドラインの「F3 気分(感情)障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したとされている。被災者の症状の経過及び医学的見解等に照らし、当審査会としても専門部会の意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

「特別な出来事」は、会社関係者の申述等から、決定書理由に説示のとおり

り認められない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人は、業務による出来事として、①平成〇年夏、職場環境が悪化したこと（暑熱）、②同年〇月、針布関連製品の増産対策のメンバーに選出されたこと、③同年〇月、同年〇月、機器等の改善工事に従事したこと、④同年〇月、増産対策のための会議に出席したこと、⑤同年〇月、職場の支援・協力等がなかったこと、⑥同年〇月、職場環境が悪化したこと（臭気）、⑦同年〇月から同年〇月、恒常的な長時間労働があったこと、⑧同年〇月から同年〇月、取引先からのクレーム対応に従事したこと、⑨同年〇月、病気や怪我をしたことを主張している。

(イ) 請求人の主張する上記①、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨の事項については、当審査会としても、会社関係者の申述等から、決定書理由に説示のとおり、いずれも、出来事として評価できない。

(ウ) 上記⑦の恒常的長時間労働があったとの請求人の主張について検討する。

a 被災者の始業時刻について

監督署長は、会社関係者の申述に基づき被災者の始業時刻を午前8時としており、一方、請求人は、タイムカードの打刻時刻を主張している。

確かに、被災者は、会社の始業時刻である午前8時30分よりも前にタイムカードを打刻しているが、始業時刻前に被災者が行わなければならない作業は明らかではない。被災者は、始業時刻前に行う作業を誰からも指示されておらず、また、被災者が担当していた裁断作業は、裁断機と包装機が連動しているため、被災者以外に包装機の運転者がいないと裁断機の運転もできず、そもそも被災者が、始業時刻前に裁断機を使って裁断作業を行っていたところを見た者はいない。

また、始業時刻前に1人で行える作業として考えられる作業は、針布を台車で運んで並べる作業と包装機の電源投入作業くらいであるが、それぞれの作業の作業時間は、長くても15分と数秒程度であり、しかも、始業時刻前に作業する必要があったとは認められず、実際に被災者がこれらの作業を始業時刻前に日々行っていたという事実が認められる資料も存在しない。

したがって、当審査会としても関係者の申述に基づき被災者の始業時

刻を午前8時とした監督署長の判断は妥当であると判断する。

なお、終業時刻について、請求代理人の主張は、被災者のタイムカードの打刻時刻のとおりとした監督署長の判断と同じであり、両者に争いはない。

b 被災者の休憩時間について

被災者の休憩時間について、請求人は、就業規則に定められた45分間を主張しているが、監督署長は、関係者の申述に基づき1日につき1時間5分と算定しているところ、会社関係者の申述に矛盾は認められないことから、当審査会としても、監督署長の判断のとおり、被災者の休憩時間は、1日につき1時間5分であったものと判断する。

c したがって、会社から提出された就業週報（タイムカード）及び会社関係者の申述に基づき、被災者の始業時刻を午前8時とし、休憩時間を1日につき1時間5分として、監督署長が算定した時間外労働時間数は妥当なものと認められる。

(エ) そうすると、被災者には、本件疾病発病前5か月において87時間19分の時間外労働が認められるところ、認定基準別表1の具体的出来事「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」に該当し、その心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断される。

(4) したがって、被災者に発病した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められず、被災者の自殺についても業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。